

経営形態の規定要因（Ⅰ）

高 岡 義 幸

目 次

1. はじめに
2. 従来の経営形態規定要因の類型的考察………（以上本号）
3. 経営形態規定要因批判
4. 経営形態規定要因——私見

1. は じ め に

資本主義社会で生産活動を担うのは主として私企業であり、その中でも株式会社形態をとる企業は企業資本増強能力をはじめ、企業経営の諸側面において最も進んだ形態とされている。そのため、従来経営形態論の分野においても株式会社形態の特徴を浮き彫りにすることを意図した形態分類がまず行われてきた。その後独占資本主義段階における企業の新たな発展形態として、株式会社を単位とする企業間の結合形態が考察の対象に加えられてきた。

ところが、株式会社形態が私企業の中で主流を占め、さらに公企業においても採用されて一般化するに至った今日、この形態をとる諸企業間には大きな懸隔が生じている。その結果、経営形態分類として、ただ株式会社形態と言うだけでは不十分で、これを更に細かい類型に分ける必要が出て来たと思われる。しかもこの事態は企業結合形態の生成・発展に伴う、企業所有主体としての法人の出現によってより複雑化していると考えられる。

経営生産が、法律的には別々の複数の企業間の統一的な連係によって行われる事態が一般化している今日、いわゆる企業結合形態の分析が経営形態論においても重要な地位を占めていることは言うまでもない。しかしながら、経営学の立場で企業のタイプを考察する場合、最も直接的にはいわゆる企業の個別形態を取り上げる必要がある。ところが、経営形態論の分野ではこれまで、今日的な問題として企業結合形態の分析が強調されるかげで、これと並行して新たな発展を見せているはずの個別形態の分析が軽視されがちであったのではなからうか。

このような状況認識に立つとき、今日企業経営を具体的に現象せしめている企業の基礎的形式に改めて遡り、これを論理的に整理してみる必要が生じていると思われる。そして今日の状況下での経営形態論の新たな体系構築が必要であろう。これを実現するための第一段階として、本稿では従来の経営形態論が企業のどのファクターに着目して企業類型を区分してきたか、またこれには如何なる発展傾向があるかを究明することを目的としている。

2. 従来の経営形態規定要因の類型的考察

(1) 類型化の視角

経営形態論の新たな体系構築を目標として従来の経営形態論を考察する時、それらが経営形態分類の基準として指摘しているファクターが何であるかがまず明らかにされなければなるまい。そのため経営形態の認識、区分に際してどの問題がどのような順序で論じられているかという、いわば各説の全体系の中の方法論的部分に関する検討が第一に行われる。次に、このファクターを基準として各論者が企業性格の発展をどのように認識しているかを見ていく。本稿ではその際各説が最も発展したケースとして挙げている企業類型の特徴を各説を分類する上での決め手の一つとしている。最後に、各説で指摘されたファクターから具体的にどのような経営形態分類が導かれているかを見ていく。これは各説の特徴をより明らかにす

るための助けとなろう。

先にわれわれは経営形態論の本質学説を哲学上の基本的立場の違いから、唯心論的な説と唯物論的な説とに大別したが⁽¹⁾、従来の経営形態論に見られる経営形態規定要因もまたこの基本的類型に相応して類型化する。前者は企業経営主体の意志の原則的自由を前提とし、企業経営事象を企業経営主体の意志の具体化としてとらえる。そのため、この立場で企業の最も基礎的な形式とみなされるのは企業経営主体の意志、言い換えればそれが企業経営に際して有する目的の如何ということになる。そして、この目的は企業の内的・外的諸状況に応じて、原則として自由に設定されるのを前提としている。したがってこの立場に立つ説において、企業の客体的側面の分析が行われる場合でもそれはあくまでも企業経営主体の意志および目的の解明との関連において行われていると言えよう。

他方、後者は企業経営主体の意志を規定する客観的法則を重視し、企業経営事象を個別資本の運動としてとらえる。個別資本は具体的には企業資本として現われ、また資本主義的生産の発展は必然的に企業資本の増強を要請する⁽²⁾。したがって、この立場では企業資本の増強に伴って個別資本の運動としての企業の本質に発展が見られるという認識に基づいて、ここに企業の最も基礎的な形式の発展をとらえようとする。以下これら両類型の更に詳細な分類および検討を行ってみよう。

- (1) 拙稿「経営形態論の本質学説の類型化」、広島経済大学経済研究論集、第2巻第2号、1979年9月参照。
- (2) 馬場克三・経営経済学、税務経理協会、昭和53年(初版昭和41年)、163頁参照。
- (3) 岡村正人・株式会社金融の研究〔新版〕、有斐閣、昭和47年、2頁参照。

(2) 唯心論的経営形態規定要因

企業経営主体の意志が原則的に自由で、企業目的が原則として自由に設定されるという見解の背景には、企業経営主体が変われば企業目的も変わりうるという認識がある。そこでこの類型に属する諸説を企業発展に伴う

企業経営主体として何を想定しているかを基準として類別すれば、これを所有者とみなすタイプ、専門経営者が所有者をしないで排除するとみなすタイプ、労働者が参加して所有者と労働者が共同決定によって企業経営を行うようになるとみなすタイプの三者に分けることができよう。ここではこれらを順に、所有者論、専門経営者論、労働者参加論と呼んでおく。

(2)―1 所有者論

所有者が同時に企業経営主体であることを前提とし、しかも私的所有を主たる前提とした説をアメリカのM. C. クロスの見解で見ると次のようになっている。⁽¹⁾

- I. 所有権
- II. 所有権の利点——利殖、名声など
- III. 所有権の不利点——危険、責任など
- IV. 企業経営要件の多様性
- V. 企業形態
- VI. 企業形態の選択

クロスによれば、私的所有権を前提とする社会では人はそれに基づいて自己の欲求を充足する行動をとる。そしてその一現象形態が企業である。⁽²⁾したがって企業の形式も資本所有の如何によって決定されるのである。

企業形態は一応企業資本規模の増大にそって考察されてはいるが、彼にとつての関心事は企業自体が個別資本として必然的に如何なる本質転換をとげるかではなく、あくまでもそれを構成する個々の出資者の、その企業における支配、利益配分、危険負担などである。しかもこれは企業形成に際して出資者相互の自由な意志に基づいて結ばれた契約の結果とみなされている。⁽³⁾したがってこの体系で企業形態が所有形態に着目してとらえられているという場合の所有とは個々の出資者レベルでとらえた⁽⁴⁾所有権の問題として論じられる傾向が強い。そのため、考察内容が自ずから既存の法律上の形式を所与として、これを出資者の支配、利益などの見地から比較す

るものとなっている。

ちなみに彼の言う企業の基礎形態 (basic types) とは次の諸形態である。①単独所有 (sole ownership), ②パートナーシップ, ③パートナーシップ・アソシエーション, ④ジョイント・ストック・カンパニー, ⑤マサチューセッツ・トラスト, ⑥コーポレーション。

- (1) M. C. Cross, *Types of Business Enterprise*, Prentice-Hall Inc., 1928.
- (2) cf. M. C. Cross, *ibid.*, p. 1.
- (3) cf. M. C. Cross, *ibid.*, p. 24, 227. いわゆる企業結合形態も企業間の関係を最も有効かつ能率的に調整する手段とみなされているにすぎない (cf. M. C. Cross, *ibid.*, p. 227, 236)。
- (4) cf. M. C. Cross, *ibid.*, p. 9~10.

所有者論に属する説のもう一つの例をK. メロヴィッツの見解で見ると次のようになっている。⁽¹⁾

I. 全体経済の肢体としての経営——経済形態

- (i) 経営経済と経済規律 (Wirtschaftsordnung)
- (ii) 経営経済と経済意向 (Wirtschaftsgesinnung)

II. 経営形態

- (i) 基礎形態 (Grundformen)
 - a. 営利経済 (Erwerbswirtschaften)
 - b. 協同組合 (Genossenschaften)
 - c. 公共経営 (Öffentliche Betriebe)

又は共同経済 (Gemeinwirtschaften)
- (ii) 集中形態 (Konzentrationsformen)

彼は経営を全体経済の器官 (Organ) として認識し, そのため経営は常に, ある経済体制の規律に従うことを強いられ,⁽²⁾ 経営の経済上の本質はそれが織り込まれている全体経済とのかかわりの中でとらえられるとしている。⁽³⁾

クロスの説が私的所有を所与のものとしていたのに対し, メロヴィッツは現存する経営は必ずしも私的所有に基づいて営利追求を目的とした経

済行為を営むもののみではないという認識から、経営経済学の研究対象を協同組合的所有および公的所有に基づく経営にまで拡大する必要性を主張し、⁽⁴⁾これらの対比に経営形態分類の意義を見出ししている。Iはこれの分類基準の考察で、その(i)では自由経済と統制経済が、他方(ii)では営利経済と協同組合経済および共同経済が区分されている。彼の方法では結果的には後者がそのまま経営形態の区分に生かされている。彼はまた、区分した三つの経営の基礎形態の各々に対して、今度は主として法律的特徴を基準とした更に細かい分類も試みている。⁽⁵⁾

経済体制の違いは根本的には所有の違いに起因すると言って差し支え無いただろう。また法律的特徴を主たる基準とした区分は、すでにクロスの例でも見たとおり、所有権の違いに着目した区分となる傾向がある。したがっていずれにしてもメロヴィッツの見解は所有者が企業経営主体となることを前提とし、所有形態が変わることによって企業経営のタイプが変わることを主張した説と言えよう。

- (1) K. Mellerowicz, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 11 Aufl., 1961. 大塚一朗訳・経営経済学総論, 日本評論社, 昭和8年参照。ただしこの訳は第二版(1932年)に関するものである。後掲の注(3)でも明らかにしたとおり、経営を全体経済秩序との関連でとらえようという意図は第二次大戦後になってより明確になっている。
- (2) Vgl., K. Mellerowicz, a. a. O., S. 35.
- (3) Vgl., K. Mellerowicz, a. a. O., S. 39. 佐々木吉郎氏によれば、これはたんに経済性のみによったのでは研究対象を解明しつくすことができないという認識に至った者がとった方法で、このような認識に至った論者はその研究対象である経営を経済秩序にかかわらしめてとらえる。すなわち「経営は、国民経済あるいは社会経済に床をしいたものとして」、言い換えれば「国民経済あるいは社会経済の構成的契機として把握」するのである(佐々木吉郎・「序説」, 佐々木吉郎, 中村常次郎, 高田 馨, 市原季一 共著, 独逸経営学, 〈上〉, 東洋経済新報社, 昭和32年, 8頁参照)。

第二次大戦後東西に二分されたドイツでは経営学の分野においても「その研究対象が存在する社会的基礎に応じて」(佐々木吉郎・前掲論文, 12頁)新たな問題提起がなされなければならなかった。メロヴィッツが経

営の経済的本質を全体経済との関連でとらえようとしたのもこの状況を反映したものであろう（佐々木吉郎・前掲論文、13頁参照）。

- (4) Vgl., K. Mellerowicz, a. a. O., S. 40.
- (5) たとえば「営利経済の諸形態はその法律形態ら明らかになる」としてそれを、①個人企業、②会社企業にまず大別したうえで後者を更に、(i)人的会社——合名会社、合資会社、匿名会社、(ii)資本会社——株式会社、株式合資会社、有限責任会社などに分けている（K. Mellerowicz, a. a. O., S. 118）。

以上の二説の検討に基づいて、所有者論型の説に見られる特徴としては次の点を指摘することができよう。

- [a] 企業経営主体は所有者である。企業経営の目標としての意味をもつ所有者の意志は、一企業当たりの所有者数の増大に伴う私的所有権の発展に規定される。また協同組合的所有、および公的所有においては私的所有の場合とは根本的に異なる経済的目標がある。
- [b] したがって経営形態は私的所有の場合一企業当たりの所有者数の増大に伴う企業支配、利益配分、危険負担等を基準として区分することができ、また所有主体の公私の違い、協同組合的所有などを基準としてとらえることができる。

(2)―2 専門経営者論

この類型に属する諸説は一企業当たりの出資者数の増大に伴って企業経営主体としての所有者の実質的権限がしだいに後退していくと主張する。すなわち「所有と経営の分離」あるいは「所有と支配の分離」という表現に見られるように企業経営主体としての所有者の地位の相対的低下ということが分析の糸口として共通の認識になっている。そして所有者の権限が低下する反面で、企業経営主体が所有を実質的背景としない専門経営者にしだいに転化していく過程に経営形態の発展をみていると言えよう。このタイプに属する説をまずアメリカの例で見してみよう。バーリー＝ミーンズの見解では次のようになっている。⁽¹⁾

I. 財産の変革

- (i) 過渡期の財産, (ii) 株式会社制度の出現, (iii) 経済力の集中, (iv) 株式所有権の分散, (v) 支配の発達, (vi) 所有権と支配との利害関係の離反

II. 諸権利の再編成

- (i) 近代株式会社機構の発展, (ii) 経営者の法律上の地位, (iii) 支配者の法律上の地位, (iv) 結果としての株主の地位, その他

III. 証券市場における財産

IV. 企業の新たな発展

- (i) 財産の伝統的論理
- (ii) 利潤の伝統的論理
- (iii) 伝統的学説の不十分さ
- (iv) 株式会社の新概念

Iで考察されている諸事項の中で、経営形態論の立場から特に注目すべきものは株式の分散から企業における「所有と支配の分離」を主張し、企業経営に対する所有者の権限低下並びに専門経営者の権限強化をとらえた企業支配の諸類型⁽²⁾を導いていることであろう。ここで周知の、株式所有を実質的背景としない「経営者支配」が指摘されている。次いでIIおよびIIIではIでの主張の裏付けとして、企業における諸権利の実質的内容の変化に関する具体的考察が行われている。最後にIVでは、所有と支配の分離が最も進展している「大準公共会社」(the great quasi-public corporation)を例として、企業目的についての伝統的論理の批判的考察が行われている。主として法律学者によって主張される「財産の伝統的論理」によれば企業は所有者の利益のためにのみ運営されなければならない⁽³⁾。他方、主として経済学者によって主張される「利潤の伝統的論理」によれば、企業は所有者への報酬と企業経営で熟練を発揮する支配者への報酬のために運営される⁽⁴⁾。

しかしながらパーリ=ミーンスはこれら双方とも今日では不十分な認識

であるとし、「大準公共会社」は今や所有者および支配者よりもはるかに広い、社会全体のために運営されるべきものになっているという。そして企業経営に公共的性格と中立的性格の必要性を主張する。⁵¹⁾

このように彼等は株式会社の巨大化に伴う株式所有権の分散から企業経営主体としての所有者の後退、および専門経営者の台頭を主張し、また、巨大株式会社の準公共性を主張することによってここに企業経営原理の変化の必要性を唱えていると言えよう。

- (1) A. A. Berle and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, Revised Edition, Harcourt, Brace & World, Inc., N. Y., 1968 (First Edition, 1932). 北島忠男訳・近代株式会社と私有財産、文雅堂銀行研究社、昭和45年参照。
- (2) ①私的所有支配、②過半数所有支配、③少数所有支配、④法的手段による支配、⑤経営者支配 (A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, Book 1, Chapter V. 北島忠男訳・前掲邦訳、第一篇第五章)。
- (3) cf. A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 294. 前掲邦訳・425頁参照。
- (4) cf. A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 302. 前掲邦訳・435頁参照。
- (5) cf. A. A. Berle and G. C. Means, *ibid.*, p. 312~313. 前掲邦訳・449頁~450頁参照。

専門経営者論タイプの説の、わが国にける例をまず増地庸治郎氏の「企業形態論」(昭和13年)⁽¹⁾の第二章「企業形態」において見てみると次のようになっている。

- I. 法律形態と経済形態
- II. 企業の法律形態とは何か
- III. 法律形態の本質的特徴
- IV. 企業の経済形態
- V. 資本調達の見地
- VI. 所有と指揮との合一分離
- VII. 企業形態の経営経済的意味

I～IIIは言わば序論的な部分で、企業の法律形態を無視もしくは軽視す

ることは経営経済学徒にとっても危険であるという認識が明らかにされている。⁽²⁾しかし、もちろん重点が置かれているのはIV以下の経済形態の分析であり、これらをとらえるためには企業の「自己資本の抛⁽³⁾出関係」に着目することが重要であるとする。言い換えれば、企業形態の本質的要素を「出資・経営及び支配」の合一または分離に求める必要があるとしている。⁽⁴⁾この主張からは、氏が企業者職能の発展という視角から企業の経済形態を区分しようとしていることが窺われる。⁽⁵⁾すなわち企業の発展を企業経営職能の拡大という側面からとらえ、これを担う主体として所有者が後退する反面で専門経営者が台頭してくるところに企業形態の発展をみていると考えられる。⁽⁶⁾

また、氏は企業形態の発展の中に、二次的特徴と断りながらも、企業金融能力の拡大を見ている。このことは前掲書第三章以下で具体的に展開されている各形態の解説にはつきりと見られるが、中でも特に株式会社が「経営の指揮及び監督」(第七章)と「財務」(第八章)の二側面から詳しく考察されている点には、氏がこれら二要因で企業形態をとらえようとしていることが明確に窺われる。⁽⁷⁾

- (1) 増地庸治郎・新訂企業形態論、千倉書房、昭和13年。
- (2) 増地庸治郎・前掲書、49頁参照。
- (3) 増地庸治郎・前掲書、274頁。
- (4) 増地庸治郎・前掲書、42頁参照。氏のいう出資とは「経営経済における第一次危険を負担し、かつ原則として返還時期の定められない資本の抛出」を指し、経営とは「現実に経営経済の活動を指揮すること」であり、支配とは「経営者の任免権」である。また、これら三者の分離は企業者数の増大につれて進展し、一人または極く少数の企業者を有する場合には三者は原則として合一するが「数万数十万の企業者を有する」場合には三者がすべて分離するか、または少なくとも出資と他の二者とが分離するのが通例である(増地庸治郎・前掲書、42～44頁参照)。
- (5) 占部都美・経営形態論、白桃書房、昭和55年、53～54頁参照。
- (6) たとえば氏の分析の中心的地位を占める私企業は次のように分類されている。①単独企業、②第一種少数集団企業、③第二種少数集団企業、④営利

的多数集団企業，⑤非営利の多数集団企業＝協同組合（増地庸治郎・前掲書，48頁参照）。

(7) 増地庸治郎・前掲書，46頁参照。

次に，増地氏の説を発展させたタイプと思われるものを占部都美氏の「経営形態論」（昭和55年）⁽¹⁾第四章「企業形態の本質」で見よう。それは次のようになっている。

Ⅰ．企業形態の展開における諸契機

- (i) 企業形態の意義
- (ii) 企業形態の主観的，機構的な側面
- (iii) 企業形態における資本集中の契機
- (iv) 企業形態の展開における二つの契機

Ⅱ．企業形態の基本的な形成要因

- (i) 企業形態の二つの形成要因
- (ii) 企業家職能の展開
- (iii) 信用による資本集中

氏によれば企業形態の展開には主観的契機と客観的契機がある。具体的に言えば前者は「企業家職能の発展的契機」であり，後者は「資本集中の発展的契機」⁽²⁾である。したがってこれら両者が企業形態の形成要因となる。ただし資本集中にも「信用による資本集中」と個別的な機能資本の集中との区別が必要なが強調されていて，占部氏の場合基本的には前者を意味する⁽³⁾。したがって資本集中は同時に企業家職能の発展をもたらすことになる。区分された名称には企業の質的な発展を強調したあとが窺われ，この点に，企業者の数という量的側面をなお形態区分の表面上の基準としていた増地氏との違いが見られる。

また，ここに引用した部分とは別に，「資本と経営の分離」が一章を設けて展開されており（第11章），氏はこの中で部分的ながら専門経営者による経営者支配や経営者の自主性の存在を肯定している⁽⁵⁾。この点に，企業家職能の発展から最終的には企業経営主体としての専門経営者の出現を想

定していることが明確にうかがわれる。

- (1) 占部都美・経営形態論，白桃書房，昭和55年。
- (2) 占部都美・前掲書，60頁参照。
- (3) 「同じ資本集中であっても，企業集中形態は，独立的に機能している個別資本の集中形態であるのに対して，会社形態は，それ自体では独立的な機能をもたない資本の集中形態であり，本質的な発展形態としては，信用資の集中形態としての特色をもつ」（占部都美・前掲書，65頁）。
- (4) 企業の経済形態として区分されているのが，個人企業，人的集団企業，混合的集団企業，資本的集団企業の四形態である（占部都美・前掲書，76頁参照）。
- (5) 占部都美・前掲書，230～233頁参照。氏はここで，経営者の行動基準が「企業維持の原則」となるけれども，しかしこれも資本収益性に導かれる企業の本質を超克するものではないとしている。

企業経営における所有の規定性の低下とともに，専門経営者の権限強化の不可避性を主張し，企業の社会的責任の深化をより強調した例として山城章氏の説を挙げることができよう。氏の見解では次のようになっている。⁽¹⁾

I. 企業体制の変化と現代企業

- (i) 企業体制論の経営学上の意義
- (ii) 企業体制における前近代・近代・現代
- (iii) 資本と経営の分離

II. 経営体

- (i) 経営体の性格と活動——主体と目的の変化など
- (ii) 対境関係の理論

III. 私企業法律形態の発展と経営自主化

IV. 公企業・協同組合の発展と経営自主化

まずIでは，現段階の企業の発展原理を解明する作業が行われる。⁽²⁾ここでは「資本と経営の分離」の考察から企業の今日の発展動向すなわち「現代化」とはマネジメント化であることが明らかにされ，ここに「経営体」⁽³⁾

という範疇が措定される。

次に経営体の詳しい考察に移り、経営体においては主体はもはや資本家ではなく、したがってその目的も資本家の営利追求を第一義とするものではないことが主張される。すなわち企業はすでに「社会的存在としての経営体」であって、それは株主をその一つとする多くの「利害者集団」との社会的相互関係（＝「対境関係」）の中にあるという。したがってこれは資本家の束縛から離れ、専門経営者によって自主的に運営されなければならないという。⁽⁴⁾しかもこのような傾向は単に私企業のみならず公企業や協同組合においても見られ、そのため今日では所有の違いを越えて「公私企業接近の原則」が働いている⁽⁵⁾ということが主張されている。

このように氏の説では企業の発展が所有と経営の分離という認識に基づいてマネジメント化ととらえられ、発展の究極的な姿として資本所有に束縛されない専門経営者の自主的運営のタイプが導かれている。⁽⁶⁾そこでは経営体という社会集団自体の維持・発展が目的となる。⁽⁷⁾

(1) 山城 章・経営学原理，白桃書房，昭和56年，第二編参照。

(2) 山城 章・前掲書，66頁参照。

(3) 山城 章・前掲書，68頁参照。

(4) 山城 章・前掲書，88～93頁参照。

(5) 山城 章・前掲書，109～118頁参照。

(6) たとえば私企業は次のよう分類されている。①生業・家業，②企業——(i)人的私企業，(ii)資本的私企業，(iii)現代企業（山城 章・前掲書，第二編参照）。

(7) 山城 章・前掲書，82頁参照。

以上の四説の検討から、専門経営者論タイプの説で指摘されている経営形態区分のための要因をまとめれば次のようになる。

- 〔a〕企業資本規模の増大による株式の分散および企業経営の複雑化・高度化は企業経営主体としての所有者の後退、並びにこれとは逆に専門経営者の台頭を必要とし、その結果企業経営の私的性格も希薄化する。

〔b〕したがって、経営形態は企業経営主体の専門経営者化及び企業の私的性格の希薄化に着目してとらえることができる。

(2)―3 労働者参加論

先に検討した専門経営者論タイプの説は経営形態の発展を企業経営主体の専門経営者化およびそれに伴う企業経営原理の私的性格の希薄化においてとらえ、専門業者自身が企業経営上に、全社会的、公共的性格を体现するとみなしていた。これに対し労働者参加論タイプの説は企業経営にかかわる要素を基本的に資本と労働とみなし、資本が、言い換えればその拠出主体としての所有者が企業経営主体である状況下に、しだいに労働者も企業経営主体として参加させざるをえない事態の来ることを想定している。すなわち、企業経営の発展を原則的には所有者と労働者の共同決定の進展においてとらえようとしている。したがってその進展の中に企業目的および企業経営原理の発展を見出して、ここに経営形態の発展をとらえようとするものであると言えよう。

所有者と労働者の共同決定にも、両者の相対的力量をどう評価するかによって、形式論理的には、①所有者優位型、②労資対等型、③労働者優位型の三類型が考えられる。しかし資本主義社会の企業経営において労働者が所有者を凌駕した状態というのは現実としては考えにくい。実際、労働者参加論タイプとみなされる諸説も上記の①と②のいずれかに属すると考えられる。

① 所有者優位型の説

これの例をまずE. グーテンベルクの見解⁽¹⁾で見ると次のようになっている。

I. 体制関連の事実

- (i) 経営形態決定要因としての自律原理と器官原理
- (ii) 経営形態決定要因としての営利経済的原理、計画的給付生産の原理、適正の原理

Ⅱ．経営意志形成の問題

(i) 経営意志形成の可能的中心

- (i)―1 生産手段の所有権を持つ者（第一の企業家）
- (i)―2 所有権をもたない管理者（第二の企業家）
- (i)―3 従業員
- (i)―4 公共的利益の代表者
- (i)―5 計画機関

(ii) 範疇的（決定的）体系

グーテンベルクによれば経営形態を特徴づけるのは経営がその時々⁽¹⁾に属する経済体制から生ずる要素である。体系前半は経営をいわば全体経済の構成要素とする視点からの分析と言えよう。他方体系の後半は「経営の内部社会的構造」の一局面の分析で、ここにも経済体制の特別の社会的前提が表現されうる事態をとらえようとしたものである⁽³⁾。そこでは企業経営主体自身の性格が、経営意志形成に誰が参加し、誰が排除されるかによって区分されている。

経営形態が経済体制とのからみで分析されているということから、すでにメロヴィッツ説の検討で見たとおり、企業経営主体に所有者を想定していることが窺われるのであるが、体系後半にはこのことが具体的に表わされている。

企業経営主体たりうるのはまず第一に生産手段の所有権を持つ者であり、第二には、所有権は持たないが管理職能を担う者である。管理者の地位は所有権が匿名性に埋もれ、所有者が企業家から単なる出資者になればなるほど強くなる⁽⁴⁾。しかし、ここでは管理者が所有者から管理を委託された者とみなされているため⁽⁵⁾、企業経営主体として管理者の参加があっても経営意志形成は資本の意志のみによる決定としての範囲を逸脱するものではない。したがってここまでの意志形成方式を彼は「単独決定」と呼んでいるのである⁽⁶⁾。

ところがこの単独決定権が全面的にまたは制限つきであれ放棄され、労

働者の代表が参加すると、これはもはや純粹資本主義的経営形態ではなく、新しい経営形態が成立する。ここで作用する原理が「共同決定」の原理である。⁽⁷⁾彼は労働者以外にも労働者に次いで共同決定に参加する可能性の高い要素として、「公共的利益の代表」を挙げ、最後の可能性として「計画機関」の参加も挙げている。

このように、グーテンベルクの説においては企業経営主体のタイプが基本的には所有者であることを原則とするタイプと、所有者とは利害を異にする要素の参加を認めたタイプとに区別されている。ただし後者の場合でも中心となるのはあくまでも所有者であり、労働者も所有者、そして所有者の代理人としての管理者に次ぐ「第三の」可能性をもつにすぎない。⁽⁸⁾

- (1) E. Gutenberg, Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre, 2. Aufl., 1955, Bd. 1. Dritter Teil. 溝口一雄, 高田 馨訳・経営経済学原理, 第一巻, 千倉書房, 昭和32年, 第3部。
- (2) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 322, 溝口, 高田訳・前掲書, 337頁参照。
- (3) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 351, 溝口, 高田訳・前掲書, 366頁参照。
- (4) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 367, 溝口, 高田訳・前掲書, 382頁参照。
- (5) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 374, 溝口, 高田訳・前掲書, 388頁参照。
- (6) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 373, 溝口, 高田訳・前掲書, 388頁参照。
- (7) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 373~375, 溝口, 高田訳・前掲書, 388~389頁参照。
- (8) Vgl., E. Gutenberg, a. a. O., S. 373, 溝口, 高田訳・前掲書, 388頁参照。

グーテンベルクの説からは経営形態規定要因として次のことが指摘できよう。

- 〔a〕資本主義的経営の本質的特徴はそれが所有者の意志のみに基づいて経営されるところに見い出せる。しかし経営はそれが属する経済体制に規定されるため、所有者による単独決定が制限される可能性がある。
- 〔b〕したがって経営形態は企業経営主体として所有者以外に労働者などが参加しているか、または排除されているかによってとらえられる。

② 労資対等型の説

この型の説をまず栗田真造氏の見解⁽¹⁾で見ると次のようになっている。

Ⅰ. 経営構造発展の論理

- (i) 経営共同体と経営利益体
 - (ii) 経営共同体, 経営利益体, 経営協成体
 - (iii) 経営構造の歴史的発展
 - (iv) 共同社会的経営構造とその変質
 - (v) 利益社会的経営構造とその変質
 - (vi) 経営構造の新展開
- 補 経営共同体学説とその吟味

Ⅱ. 経営構造の分析と総合

- (i) 経営概念規定の多様性
- (ii) 生産構造関連
- (iii) 所有構造関連
- (iv) 経営の全体構造
- (v) 経営構造への認識態度

まずⅠにおいては「経営内部の社会関係を歴史的に考察する⁽²⁾」ことによって「経営の社会的構造」を「理想型的発展の形」において描き出す試みがなされ⁽³⁾, ここに経営共同体から経営利益体へ, さらには経営協成体へと移りゆく過程が示されている。氏はまた, 経営構造と資本主義との関連を重視し, 「資本主義への適応性いかに着目して経営構造上の特徴を弁別しよう⁽⁴⁾」という意図から, これら三者をそれぞれ「前資本主義的」経営, 「近代資本主義的」経営, 「後資本主義的」経営と規定している⁽⁵⁾。

次に, Ⅱでは経営の構成要素を労働と資本とし, これら「両者の組合せかたいかん」を経営の「本質を具現する様式」として, すでに区分した経営の三類型の特徴をこの側面から解明しようとしている⁽⁶⁾。氏によれば, 経営を「技術的生産構造」として理解するのは労働を偏重した方法であり, 他方, 所有構造としてとらえるのは資本所有者に基礎を置く生産関係をと

らえようとするもので資本を偏重した方法である⁽⁷⁾。したがってこれらは共に経営構造理解としては一面的なものにすぎない。

そこで、これらのいずれにも偏らず、両者の有機的統一体としての全体構造をとらえることが必要であるとしている。この方法による時、経営は構成者の生活維持でもまた企業者の営利目的でもない「経営それ自体の維持発展」を志向する「社会的客観的存在」としてとらえることが可能になるという⁽⁸⁾。すなわち、現存する経営の中に、労働中心の経営構造と資本中心の経営構造を識別すると共に、経営の究極的な発展形態として労働にも資本にも偏らない経営構造が認識できるとしている。これらの構造をもつ経営類型がそれぞれ、家業、企業、公業とされている⁽⁹⁾。

このように栗田氏の方法は経営の基本要素を労働と資本としたうえで、これら「両者がいかなる形をもって経営活動上に機能するかによって、経営構造上におのずから相違が画される⁽¹⁰⁾」という認識に基づくものである。そして経営の究極的發展形態としては、労働にも資本にも偏らず、「広く一般国民生活への役立てをもつて本則とする⁽¹¹⁾」経営構造を想定している。ただし氏の説は経営内の社会関係を経営構造として認識しようとするもので、考察対象をマネジメントに限定しているわけではない。したがって用語上でもゲーテンベルクや次に挙げる山本氏のように「共同決定」という語は用いられていない。

(1) 栗田真造・経営構造の類型的研究、改訂増補版、森山書店、昭和36年。

(2) 栗田真造・前掲書、1頁。

(3) 栗田真造・前掲書、序文1頁参照。

(4) 栗田真造・前掲書、127頁。

(5) 栗田真造・前掲書、4～9、121頁参照。

(6) 栗田真造・前掲書、254～255頁参照。

(7) 栗田真造・前掲書、45～53頁参照。

(8) 栗田真造・前掲書、60～61頁参照。

(9) 栗田真造・前掲書、序文2頁参照。

(10) 栗田真造・前掲書、263頁。

(11) 栗田真造・前掲書、121頁。

労働者参加論としてもう一例山本安次郎氏の説を挙げることができよう。まず経営を分析する基本的視角を見てみよう。⁽¹⁾

I. 経営の歴史

- (i) 経営の一般性と特殊性
- (ii) 統一時代——経営前史
- (iii) 分離時代——経営生成の時代
- (iv) 総合時代——経営自律化傾向

II. 経営の構造

- (i) 経営学と経営分析
- (ii) 構造分析と過程分析
- (iii) 構造単位要素——事業・企業・経営

I では経営構造を所有と経営の分離という視角から歴史的に分析し、ここに「行為主体」たる経営⁽²⁾の自立化を見い出して、今日経営構造の特徴をとらえるうえで最も重要な要素は行為主体であるとしている。そこで、経営の「経営の見方」とはそれを「主体的形成作用」⁽³⁾においてとらえるべきであることが論じられている。II では経営の全体構造を客体的要素と主体的要素に分け、後者の中から更に行為主体たる経営が抽離されている。

次に、行為主体たる経営に的をしぼり、これを形態論的に分析したものを⁽⁴⁾見てみよう。

I. 経営と経営形態

- (i) 経営の形態的思考、(ii) 経営形態論の問題、(iii) 経営形態の形成者

II. 経営形態の体系

- (i) 経営形態の分類体系、(ii) グーテンベルクの体系、(iii) ノイローの体系

III. 経営形態の発展

- (i) 経営史と経営形態の発展段階
- (ii) 経営史の三段階
- (iii) 分権化と共同決定の経営形態とその史的意義

I では「経営形態の形成者」が「経営の最高の意志形成の組織構造」⁽⁵⁾と

され、Ⅱでは他説の検討によってこれが補強されている。ⅢではⅠで示した視角から経営形態の発展が歴史的に分析され、その結果、今日新しい経営形態は「分権化と共同決定の経営形態」たる性格を強化していることが主張されている。

これをやや詳しく説明してみると、今日、企業の「大規模化、独占化傾向はいよいよ進展し、経営の分権化が不可避⁽⁶⁾」となっている。それはまず「管理者的分権⁽⁷⁾」として現われるが、これは実質的には「資本的集権形態⁽⁸⁾」にすぎず、経営の民主化としても不徹底である。そこで「民主化の普及と労働運動の激化につれて⁽⁹⁾」労資同権という基礎の上に「労資的分権⁽¹⁰⁾」が生まれる。これが分権化経営の頂点を示す共同決定の経営形態である⁽¹¹⁾。

「今日の大規模経営はもはや私的所有権の対象物以上の社会的存在となっている⁽¹²⁾」と考える時、「今日労資関係の確立による協力体制の確立が経営の基本問題となり……何らかの形で共同決定の経営形態を承認する方向に向っている⁽¹³⁾」という主張が導かれる。したがって共同決定はドイツにおける特殊現象ではなく、「経営形態の発展における新形態の典型⁽¹⁴⁾」として一般的現象とみなされている。

このように、山本氏は経営の発展傾向の究極的な姿として、企業経営主体としての労資同権による組織構造を想定し、これに至る発展過程を段階的に区分することによって、経営形態をとらえようとしていると言えよう。

(1) 山本安次郎・増補経営学要論、ミネルヴァ書房、昭和45年、第二章参照。

(2) 山本安次郎・前掲書、77頁参照。

(3) 山本安次郎・前掲書、32頁。

(4) 山本安次郎・経営学本質論、森山書店、昭和36年、第三章参照。

(5) 山本安次郎・経営学本質論、91頁。

(6) 山本安次郎・経営学本質論、102頁。

(7) 山本安次郎・経営学本質論、105頁。

(8) 山本安次郎・経営学本質論、105頁。

(9) 山本安次郎・経営学本質論、102頁。

(10) 山本安次郎・経営学本質論、105頁。

(11) 山本安次郎・経営学本質論、102頁。

経営はまず単独経営と共同経営に分けられ、前者は更に資本家的経営、労働者の経営、経営者の経営に、また後者は資本的経営と労資的経営に分けられている。

- (12) 山本安次郎・経営学本質論，117頁。
- (13) 山本安次郎・経営学本質論，114頁。
- (14) 山本安次郎・経営学本質論，83頁。

以上二説の検討から労資対等論型の説の主張に関しては次のように言うことができよう。

- 〔a〕企業規模が巨大化すると企業の社会的性格はますます強化され、企業経営に公共的配慮をする必要性は高まる。その具体策として企業経営主体に労働者を参加させることが不可避となり、企業経営は労資同権を志向した発展をする。
- 〔b〕したがって経営形態は企業経営主体としての労働者参加の程度、またその結果企業経営主体が資本所有者の私的利潤追求の束縛から如何に解放されて自主化しているかによって区分される。

最後に一点ゲーテンベルク説との比較をすれば、山本、栗田両氏が労働者参加型の経営をより高次の発展形態とみなし、これを志向した経営の発展傾向を主張しているのに対して、ゲーテンベルクは資本主義的経営の本質規定およびそのバリエーションの分類のためにその決定要因を考察したものであって、必ずしも労働者参加型の経営をより高次の発展形態と主張しているわけではない。

(3) 唯物論的経営形態規定要因

この類型に属する諸説は、いずれも企業経営事象を個別資本の運動としてとらえ、しかも個別資本の運動は必然的にその規模の増強を要請するという認識に基づいて企業の最も基礎的な形式を企業資本の集積・集中にそって発展段階的にとらえようとする。これらの説は、個別資本の分析視角の違いを基準とすれば、個別経済学的要因論と社会経済学的要因論とに大別できる。端的に言えば前者は個別資本自身の内的要因に主として着目す

る説であり、後者は個別資本の運動に対する社会総資本の運動法則の規定性を強調する説である。

(3)―1 個別経済学的要因論

これの例は中西寅雄氏の説に見ることができる。⁽¹⁾

I. 個人企業の組合企業及び株式会社への発展

II. 株式会社の本質

(i) 株式会社の貨幣資本的性質

(ii) 株式会社の寡頭支配

(iii) 株式会社企業と個人企業——（株式会社金融）

III. カルテル、トラスト、コンツェルン——（資本集中と合理化運動）

まず、個人企業から株式会社企業への発展が主として資本調達的面から論じられている。「諸個人の資本の結合」は「端初的には共同企業——法律的には組合、合名会社、合資会社等々——の形態に於て行われる⁽²⁾」。しかしこのような方法による資本の調達には限界があるため、企業はついに「産業資本家の遊離資本」や「非資本家階級の貨幣」をも集め、いわば「社会の資本」に依存して生産を営むことを必要とするようになる⁽³⁾。この形態が株式会社に他ならない。

IIでは株式会社の本質についての考察が掘り下げられている。具体的には、まず(i)において配当の利子化とその結果としての貨幣資本家化した株主の増大が考察され⁽⁴⁾、(ii)においては企業の支配者は少数の大株主であって、被雇用経営者も資本性を喪失しないことが指摘されている⁽⁵⁾。さらに(iii)では多くの株主の貨幣資本家化の結果、株式会社は個人企業に対して、企業創立や増資に際しての資本調達、および信用利用に際して優越性を有していることが指摘されている。

そもそも中西氏は個別資本を社会総資本の単なる部分とし、経営経済学は社会経済学の一分科としてこれに包括せられるとしている⁽⁶⁾。そして氏による個別資本規定に具体性が不足していることが馬場克三氏などによって指摘されたのは周知のとおりである。上記の体系にも企業形態を社会経済

の歴史的な発展段階にそって認識しようという意図はある⁽⁷⁾。しかし株式会社の本質に関する(1)～(4)の分析からは明らかに個別経済学的視角からの指摘がうかがわれる。

- (1) 中西寅雄・経営経済学，日本評論社，昭和6年，第6章参照。
- (2) 中西寅雄・前掲書，446頁。
- (3) 中西寅雄・前掲書，446頁参照。
- (4) 中西寅雄・前掲書，447頁参照。
- (5) 中西寅雄・前掲書，458頁参照。
- (6) 中西寅雄・前掲書，23～24頁参照。
- (7) 氏は基本的に、個別資本はそれが置かれる歴史的段階によってその形態を異にすると考えており、これは上記の体系の基本的枠組に見られる（中西寅雄・前掲書，445頁参照）。

中西氏の説を発展させたタイプと思われるものとして馬場克三氏の説が挙げられよう。氏の見解では次のようになっている⁽¹⁾。

- I. 資本の結合
- II. コンメンダとソキエタス
- III. 合名会社と合資会社
- IV. 株式会社
- V. 資本の動化
- VI. 擬制資本

馬場氏も企業形態を「資本結合の様式⁽²⁾」とし、しかもこれを「結合資本間の支配従属の種々なる定型⁽³⁾」と規定している。この立場に立つ時、資本結合の様式にはソキエタス（機能資本と機能資本の結合）とコンメンダ（機能資本と無機能化資本の結合）という二つの基本様式が考えられる。これを基に、中西氏の体系では共同企業として未だ明確な区分がなされていないかった合名会社と合資会社との間にその本質的な差異が指摘されている。また、株式会社もソキエタスとコンメンダが融合拡大した形態であるとして、株式会社においても機能資本は存在し続けることが主張されている。

企業形態を結合資本間の支配従属の形式とみなせば、その発展は自己資本の貸付資本化の拡大にそうている⁽⁴⁾。これは株式会社形態において最も顕著に現われ、そこでは資本の動化や擬制資本の成立によって配当の利子化が生じているという⁽⁵⁾。この事態はまた、企業における資本蓄積の基礎を社会的な範囲にまで拡大する原因となり、ここに株式会社が資本主義の枠の中での「私的所有をこえる社会資本の機構⁽⁶⁾」としての性格も有するに至ったとしている。

このように、馬場氏の説においても主として企業金融基盤の拡大にそつた自己資本の多くの貸付資本化が指摘され、これが出資者間の支配従属形式の発展につながるものとして論じられている。これは企業における内的構造に着目したもので、個別経済学的視角からの分析と言えよう。また他方で「企業の社会的性質の増大⁽⁷⁾」なども指摘されている。

ところで、馬場氏の説の中にもう一つ形態論的性格をもつものとして「経営形態」の分析がある。これは労働の結合様式の考察とされてい⁽⁸⁾、その内容は次のようになっている。

I. 経営形態

(i)社会的分業と技術的分業、(ii)資本制協業、(iii)マニユファクチュア

II. 機械制大工業

III. 機械制大工業と労働力

ここでは労働過程が「経営内の技術的分業を中心として⁽⁹⁾」考察されている。馬場氏はここに生産力的側面での発展を見るとともに、資本家と労働者の関係にも着目し、前者による後者の包摂の度合の深化をもとらえようとしている⁽¹⁰⁾。なお、中西氏の説にも「経営形態」の分析はあるが、氏の場合は経営を純粹に技術的範疇として、使用価値生産の過程と考えており、経営形態の区分も労働要具を基準としてマニユファクチュアと工場に二分されているにすぎない⁽¹¹⁾、⁽¹²⁾。

以上の二説の検討から、個別経済学的要因論については次のように言うことができよう。

〔a〕個別資本は必然的に諸個人の資本の結合による増強を志向する。増強方法の発展過程においては自己資本の多くが貸付資本化し、支配株主への権限の集中が見られる、また、社会全般からの資本調達が可能になった結果、企業の社会的性格が増大する。

〔b〕したがって自己資本の貸付資本化の量的・質的發展に伴う企業の寡頭支配の進展、企業金融能力の拡大、および企業の社会的性格の増大に着目することによって企業形態を分類することができる。

なお、中西、馬場両氏が取り上げている「経営形態」の分析はそもそも資本の価値増殖形態の分析として行われたものを両氏が経営学的に労働過程の問題としてとらえ直したものと考えられる。ただ、そこで分析されている内容はすでに常識化しており、これが形態論上でもつ意義は低下していると言えよう。

- (1) 馬場克三・経営経済学，税務経理協会，昭和53年，第十章参照。

馬場氏の考察領域はいわゆる個別形態にほぼ限定されていたが、氏の立場を継承する山本政一氏の説では独占期における企業資本の集中・支配形態の展開が見られる（山本政一・企業形態論序説，改訂版，千倉書房，昭和53年参照）。

- (2) 馬場克三・前掲書，33頁。
- (3) 馬場克三・前掲書，165頁。
- (4) 馬場克三・前掲書，173頁参照。

なお、馬場氏の言う「自己資本の貸付資本化」は「他人資本化」とも同義で使われており（馬場克三・前掲書，174頁）、中西氏の言う「株主の貨幣資本家化」と内容的には同じとみなせよう。

- (5) 馬場克三・前掲書，209頁参照。
- (6) 馬場克三・前掲書，223頁参照。
- (7) 馬場克三・前掲書，223頁。
- (8) 馬場克三・前掲書，33頁参照。
- (9) 馬場克三・前掲書，35頁。
- (10) 馬場克三・前掲書，45頁参照。
- (11) 中西寅雄・経営経済学，日本評論社，昭和6年，88頁参照。
- (12) 中西寅雄・前掲書，90頁参照。

(3)―2 社会経済学的要因論

この類型に属する説は個別資本の運動に対する社会総資本からの全般的規定性を第一義的要因とする点にその特徴がある。これの例は儀我壮一郎氏の見解に見られ、次のようになっている⁽¹⁾。なお、この立場では資本主義の社会主義への移行が前提とされるため、現代の企業形態としての氏の全体系は資本主義の企業形態と社会主義の企業形態とから成るが、本稿では考察対象を資本主義の枠内での問題に限定しているので、社会主義の企業形態部分はひとまず除外する。

I. 独占以前の資本主義の段階における諸形態

(i) 個人企業, (ii) 合名会社, (iii) 合資会社, (iv) 株式会社

II. 独占資本主義段階における諸形態

(i) カルテル, (ii) トラスト, (iii) コンビネーション, (iv) コンツェルン

III. 国家独占資本主義段階における諸形態

IV. 国際的集中・独占の諸形態

氏によれば、企業形態は資本集中の形態として把握されるべきもので形態変化の基調は集中の量的拡大と質的な強化にある。これは資本主義の発展に伴って発展するという認識から資本主義の発展過程における「資本集中の主体、その動機、規模、経路等」に着目して、資本主義のどの発展段階において生成した形態であるかが基本的な形態区分の基準とされている⁽³⁾。I～IVはこれを示している。Iは企業の「組織形態」として認識され、IIは「企業集中形態」を内容とする⁽⁴⁾。IIIは「公企業形態」で、これは私的独占を越える国家独占資本主義との関連でとらえられている⁽⁵⁾。最後に、資本集中は資本輸出を媒介とした国際的展開を見せるとして、「国際的独占体」の諸形態が挙げられている⁽⁶⁾。

この説に見られる経営形態区分上の特徴としては次の点を指摘することができよう。

〔a〕 個別資本運動の基礎的形式は資本集中形態に見られ、これは基本的

には社会総資本の運動法則に規定されているとみなす。

〔b〕したがって、資本集中形態としての企業形態は資本集中の主体、動機、規模などに着目し、資本主義の発展段階を基準として区分することができる。

- (1) 儀我壯一郎，林 昭・現代の企業形態，世界書院，昭和41年および儀我壯一郎編・現代企業形態の研究，ミネルヴァ書房，昭和46年参照。
- (2) 儀我，林・前掲書，はしがき2頁参照。
- (3) 儀我，林・前掲書，3～4頁参照。
- (4) 儀我，林・前掲書，19頁参照。
- (5) 儀我，林・前掲書，22～25頁参照。
- (6) 国際的独占体の世界企業化，多国籍企業化など（儀我編・前掲書，序）。

（以下次号）